小矢部市商工会　コロナ対策地域振興事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、小矢部市商工会コロナ地域振興事業費補助金（以下「補助

金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、「補助事業者」とは、商工会が適当と認める事業者を

いう。

２ この要綱において、「補助事業」とは、補助事業者が行う市内のコロナ対策と

して実施し地域振興に資する事業をいう。

（補助金の交付）

第３条 商工会は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内にお

いて**補助対象経費の1/2以内で上限は10万円**とし、千円未満の端数が生じたと

きは、その端数は切り捨てるものとする。

　ただし、１事業にたいして補助は１回とする。

（補助対象経費等）

第４条 補助対象経費は、事業の実施上必要と認められる経費とする。

（補助金の交付の申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式

第１号）を商工会に提出するものとする。

２ 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 補助事業者概要書（様式第３号）

(3) 収支予算書（様式第４号）

(4) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料

(5) その他参考となる資料

（補助金の交付決定）

第６条 商工会は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の

審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（交付条件）

第７条 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合においては、

補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第６号）を商工会に提出し、

その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（軽微な変更）

第８条 前条よる軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業者を変更すること。

(2) 事業内容を変更すること。

(3) 事業費の20％以上の変更をすること。

（交付決定の取り消し）

第９条 商工会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 第７条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による商工会

の指示に従わなかったとき。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書（様式第10号）を商工会に提出しなければならない。

２ 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 実施報告書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 事業実施を証する写真

(4) 支出の内容や根拠を示す資料

(5) その他参考となる資料

附 則

この要綱は、令和3年4月1日の補助金から適用する。